

プラスチック条約を真に実効的なものにするために ～子どもケミネットの3つの提言と署名行動の提案～

「有害化学物質から子どもを守るネットワーク(子どもケミネット)」代表世話人

NPO法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議(JEPA)代表理事

弁護士 中 下 裕 子

深刻化するプラスチック汚染

●プラスチックごみ(廃棄物)の地球規模の海洋汚染

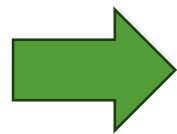
- ・世界のプラスチックごみ 推計3億5300万トン(2019年)

OECD「グローバル・プラスチック・アウトルック」(2022)

- ・この状態が続くと、2050年までに、

海洋プラスチックごみの総重量 > 魚の総重量

エレンマッカーサ財団の試算(2016年)より



さまざまなレベルのすべての関係者を巻き込んだ緊急の国際的対応が求められる

マイクロプラスチック問題

- 海洋プラスチックごみは、環境中（風・波、紫外線、温度）によって微細化（マイクロプラスチック化）し、それらが人の健康や生態系に影響を及ぼす懸念があることが指摘
- マイクロプラスチック：直径5mm以下のプラスチック
 - ① 1次的マイクロプラスチック：マイクロビーズ、マイクロカプセルなど
 - ② 2次的マイクロプラスチック：外的要因によって5mm以下となったプラスチック

マイクロプラスチックはなぜ問題なのか？

- PCB・ダイオキシンなどの有害化学物質を吸着する
- 魚の繁殖力・生存率を低下させることが報告されている
- 魚のみならず、食物連鎖を通じて生態系ピラミッドのあらゆる海洋生物に影響を及ぼすおそれがある
- 人体への影響：人体からもマイクロプラスチックが検出！

< 摂取経路 >

- ① 大気からの吸入
- ② 魚などの摂食→吸着した有害化学物質の影響

海洋プラスチック問題に対する国際的対応 (その1)

● 持続可能な開発目標(SDGs) (2015.9)

目標14:「海の豊かさを守ろう」

「2025年までに、海洋堆積物や害栄養価を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」

● G7

- ・シャルルボアサミット(2018.6) 「海洋プラスチック憲章」承認
- ・ハリファックス環境・エネルギー大臣会合(2018.9) 「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」採択

海洋プラスチック問題に対する国際的対応 (その2)

● G20

- ・ハンブルクサミット(2017.7) 「海洋ごみに対するG20行動計画」の立ち上げ合意
- ・大阪サミット(2019.6) 「大阪ブルーオーシャン・ビジョン」共有
「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」
→87ヶ国・地域に拡大

● 国連環境総会(UNEA)

- ・2022年3月「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘束力のある国際文書に向けて」決議採択、2024年末までにプラスチック条約策定

「プラスチック条約」策定の意義

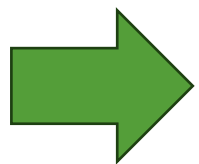
- 条約には**法的拘束力がある**→**条約の内容次第**で各国に強力な取り組みの実施を義務付けることが可能になる
 - 問題解決に効果が高い
 - プラスチック汚染の危機を回避できる!!
- 特に、日本では条約への期待は大きい!!

日本では産業界・経産省の力が大きく、エネルギーや化学物質分野では、環境省主導の政策の実現が難しいのが実情

 - 条約が策定されると、その内容を実現するための国内法の整備が不可欠となる
 - 現行法(プラスチック資源循環促進法)では欠落している**有害化学物質規制を実現する絶好のチャンス!!**

プラスチック条約はどのようにして策定されるのか？

- 政府間交渉委員会（INC） 2024年末までに5回開催
- INC1～INC4までは既に行われ、最終のINC5は今年11月25日～12月1日まで韓国の釜山で開催予定
- INC5での合意を受けて、2025年に外交会議が開催され、条約採択



INC5が条約内容の交渉の正念場!!

条約内容の論点(その1)

①新たなプラスチックの生産量の削減目標の設定(条約案Ⅱ-1)

●プラスチックの生産量の急激な拡大

1950年 100万5000t

2022年 4億3200万t



2060年までに、**さらに3倍**になると予測

●日本のペットボトル出荷本数:**241億本**(2022年度)

●プラスチックゴミの増加の根本要因はプラスチックの生産・使用量の急増にあることは明らか

→世界的な生産抑制(「蛇口を締める」)が不可欠

条約内容の論点(その2)

- ②プラスチックに含まれる有害化学物質を規制する(条約案Ⅱ-2)
- プラスチックはさまざまな化学物質からできている
 - プラスチック中の約7000種類の化学物質の潜在的有害性を調査したデータによると、このうち3200種類以上にひとつないし複数の懸念される有害性があることが判明(UNEP技術報告書)
 - 同報告では、特に重大な懸念がある物質として10種類が特定されている

プラスチックに含まれる有害化学物質一覧

	物質群	懸念事項 (主に有害作用)	何に入っているのか？
①	難燃剤 (臭素系難燃剤、有機リン系難燃剤など)	IQ の低下、知的障害、発達神経毒性、発がん性、内分泌かく乱作用、生殖毒性など	玩具などの子ども向け製品、電気・電子機器、自動車、合成繊維素材、家具、建築資材など
②	有機フッ素化合物 (PFAS)	内分泌かく乱作用、発がん性、発生毒性(低出生体重、不妊増加)、免疫低下、脳の発達遅延など	フッ素樹脂加工の鍋やフライパン等、食品容器包装、合成繊維素材、家具など
③	フタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBP など)	生殖毒性(精子減少、不妊)、内分泌かく乱作用(肥満や糖尿病など)	玩具などの子ども向け製品(塩化ビニール製の玩具の可塑剤)、自動車、建築資材、医療機器など
④	ビスフェノール類 (BPA、BPF、BPS など)	生殖毒性(卵形成への悪影響、不妊など)、内分泌かく乱作用(脳発達への悪影響や肥満など)	玩具などの子ども向け製品、ポリカーボネート製食器、建築資材、パソコン・スマートフォン・カメラのボディ、CD・DVD、缶詰の内面塗装、感熱紙など
⑤	アルキルフェノール類 (ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレートなど)	内分泌かく乱作用(精子減少、不妊)など	飲料容器の蓋、プラスチックの酸化防止剤や乳剤など
⑥	殺生物剤 (第四級アンモニウム塩、トリクロサンなど)	皮膚・目への刺激や感作性、遺伝毒性、内分泌かく乱作用など	抗菌プラスチックなど
⑦	紫外線吸収剤・安定剤 (ベンゾフェノン類、UV-328 など)	肝臓毒性、内分泌かく乱作用、アレルギーの原因	プラスチック製品の劣化防止剤など
⑧	金属・半金属類 (ヒ素、カドミウム、コバルト、クロム、鉛、水銀、スズ、亜鉛など)	神経毒性、発達神経毒性、各種有害作用・玩具からのカドミウムの溶出	玩具などの子ども向け製品、食器の着色剤、自動車など
⑨	多環芳香族炭化水素類 (ナフタレン、ベンゾピレンなど)	発がん性、変異原性、生殖毒性など	直接に接触するプラスチック製品中に存在、人工芝生など
⑩	その他の非意図的混入物 (NIAS) (ダイオキシン類・揮発性有機化合物(VOC)など)	内分泌かく乱作用、生殖毒性、発達神経毒性など	再生プラスチック中には、ダイオキシン類や揮発性有機化合物などが検出されている

*1 経済協力開発機構(OECD)「グローバル・プラスチック・アウトック」(2022)

*2 エレンマッカーサー財団の試算(2016年)

*3 UNEP 報告書「Turning off the Tap(蛇口を閉める)」(2023)

*4 UNEP 報告書「Chemicals in Plastics (プラスチックに含まれる有害化学物質)」(2023)

条約内容の論点(その3)

③使い捨てプラスチックなど「問題のある・回避可能なプラスチック」の使用を段階的に禁止する

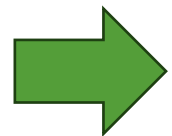
- ジョージア、ペルー、ルワンダ、スイス、タイの共同提案(スイス提案)

「問題のある回避可能なプラスチック」として段階的に使用廃止するプラスチック製品リストに以下の製品を含めることを提案

- (i) PVC(ポリ塩化ビニル)、PS(ポリスチレン) など5種の包装材(リサイクルに支障がある)
- (ii) 酸化型分解性プラスチック製品(マイクロプラスチックになりやすい)
- (iii) 意図的に添加されたマイクロプラスチック(マイクロカプセルを含む)
- (iv) 使い捨てプラスチック製品

これらの争点に対する日本政府の対応

- ①: 生産量の削減には消極的 「2040年までに追加的汚染ゼロ」
- ②: 有害化学物質の規制については、特定の化学物質をリストに掲げるノルウェー等の提案が出されたが、日本政府は賛成を表明せず。日本からは、特にリスト提案は行われていない
→ 消極姿勢を固持
- ③: 使い捨て製品の削減には言及しているが、特に積極的な提案はなく、上記スイス提案への支持表明はしていない



日本政府の姿勢は、「反対」とは言わないものの、極めて消極的

日本政府の役割は？

- 日本政府は、これまでG20大阪サミットにおいて「大阪ブルーオーシャン・ビジョン」の共有について主導的役割を果たしてきている
- プラスチック条約に関しても、条約策定交渉に関する高野心連合（HAC: High Ambition Coalition to end plastic pollution）に加盟している



日本政府は、3つの争点について、このまま消極的姿勢を続けるのではなく、真に実効的かつ進歩的な内容の条約となるよう、各国に対して積極的に働きかけ、危機回避のためにリーダーシップを発揮すべき!!

子どもケミネットから日本政府（外務省、環境省、経産省への提言）

①新たなプラスチックの生産量を削減する

プラスチックポリマーの生産抑制の世界的・国別の目標の設定をすること
(条約案Ⅱ-2)

②プラスチックに含まれる有害化学物質を規制する

「懸念される化学物質」について、UNEPの技術報告書に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている10種の「懸念化学物質」をリスト化し、これらについて、禁止、制限、段階的廃止の規制を講じること(条約案Ⅱ-2)

③使い捨てプラスチックの使用を段階的に禁止する

使い捨て製品を含む、「問題があり・回避可能なプラスチック製品」の使用を段階的に禁止すること(条約案Ⅱ-3)

行動提起：子どもケミネットの提言への署名を集め、 INC5までに日本政府に提出しましょう！

- 子どもケミネットの提言を要望書に取りまとめ、多くの署名を集めて国民の声を「形」にして政府に示す必要があります
- その声の「大きさ」は、国内法の整備の場面でも大きな役割を果たします
- 署名用紙による署名
 - 表面：3点の要望と署名欄(10人)
 - 裏面：趣旨説明と子どもケミネットの提言リーフレット
- ネット署名もあります!
https://c.kokumin-kaigi.org/?page_id=753

プラスチック条約策定に関する要望書

外務大臣 殿
環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

プラスチック条約策定に向けて日本が下記のような事項についても提案し、その実現に向けて積極的に取り組むことを要望します。

記

- 1 プラスチックポリマーの生産抑制の目標の設定(条約案Ⅱ-1)
- 2 プラスチックに使用される懸念化学物質の禁止、制限、段階的廃止の規制措置(条約案Ⅱ-2)
- 3 使い捨て製品を含む、問題のある・回避可能なプラスチック製品の使用禁止(条約案Ⅱ-3)

以上

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

第一次集約期限 2024年10月31日 / 第二次集約予定 2024年12月31日

呼びかけ団体:

有害化学物質から子どもを守るネットワーク(子どもケミネット)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階

TEL: 03-5875-5410 FAX: 03-5875-5411

取扱団体:

<趣旨説明>

今、プラスチック汚染に関する条約（プラスチック条約）の策定交渉が正念場を迎えています。プラスチック廃棄物による地球規模の海洋汚染は深刻化しており、さまざまなレベルのすべての関係者を巻き込んだ緊急かつ国際的対応が求められています。

プラスチック条約の策定はこのような国際的対応の第一歩であり、その内容如何は、人類がこの汚染危機を回避できるかどうかを左右すると言っても決して過言ではありません。

条約の争点は、主として以下の3つです。

① プラスチックの生産量の制限

日本政府は、世界一律の生産制限に消極的な態度を示しています。

しかし、プラスチック汚染危機の主な原因は、プラスチックの大量生産（2019 年年間生産量 4 億 6000 万トン）にあり、この危機を回避するためには、生産量の抑制—「蛇口を閉める」—ことが必要不可欠です。

② プラスチック中の有害な化学物質の規制

また、プラスチックには多種多様な化学物質が大量に使用されており、それらのリユース・リサイクルを進めるにあたっては、UNEP・BRS 事務局作成の技術報告書「Chemicals in Plastics」に記載されている 10 種の「懸念化学物質」に対する管理・規制が必須ですが、日本政府は、態度を明確にしています。

③ 使い捨て製品など「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用禁止

スイス等の国々は、PS（ポリスチレン）、PVC（ポリ塩化ビニル）等の 5 種の包装材、酸化型分解性プラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチック（マイクロカプセルを含む）、使い捨て製品について、問題のあるプラスチックとしてリスト化し、原則として排除（使用禁止）とすべきことを提案していますが、日本政府は、このような提案への支持を表明していません。

そこで、私たちは、日本が条約案の以下のような事項について積極的に提案し、その実現に向けて真摯に取り組むことを要望します。

～私たちの求めるもの～

① 新たなプラスチックの生産量を削減する

プラスチックポリマーの生産抑制の世界的・国別の目標を設定すること（条約案 II-1）

② プラスチックに含まれる有害化学物質を規制する

「懸念される化学物質」について、UNEP の技術報告書に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている 10 種の「懸念化学物質」をリスト化し、これらについて、禁止、制限、段階的廃止の規制を講じること（条約案 II-2）

③ 使い捨てプラスチックの使用を段階的に禁止する

使い捨て製品を含む、「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用を段階的に禁止すること（条約案 II-3）

子どもケミネットの提言

私たち子どもケミネットは、日本政府(外務省、環境省、経産省)に対して、以下のとおり、提言します。

① 新たなプラスチックの生産量を削減する

プラスチックポリマーの生産抑制の世界的・国別の目標を設定すること(条約案Ⅱ-1)

② プラスチックに含まれる有害化学物質を規制する

「懸念される化学物質」について、UNEPの技術報告書に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている10種の「懸念化学物質」をリスト化し、これらについて、禁止、制限、段階的廃止の規制を講じること(条約案Ⅱ-2)

③ 使い捨てプラスチックの使用を段階的に禁止する

使い捨て製品を含む、「問題があり・回避可能なプラスチック製品」の使用を段階的に禁止すること(条約案Ⅱ-3)



署名にご協力
ください!



ネット署名フォーム

署名
「プラスチック条約策定
に関する要望書」



有害化学物質から子どもを守るネットワーク (子どもケミネット)

<事務局>

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議内
TEL: 03-5875-5410 FAX: 03-5875-5411
E-Mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp



子どもケミネット HP
署名活動のページ

有害化学物質のない 減プラ社会をつくらう!!

～子どもたちの未来のために～

▶▶▶ 深刻化するプラスチック汚染と 国際プラスチック条約策定の動き

プラスチックごみ(廃棄物)による地球規模の海洋汚染が深刻化しています。世界のプラスチックごみの推計は年間3億5300万トン(2019年)にのぼっています*1。この状態が続くと2050年までに海洋プラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えると予測されています*2。

この問題の解決には、さまざまなレベルのすべての関係者を巻き込んだ緊急かつ国際的対応が求められています。

2022年、国連環境総会(UNEA)は、「プラスチック汚染を終わらせる；法的拘束力のある国際文書に向けて」という決議を採択し、2024年末までにプラスチック条約を策定することが決定されました。

これを受けて、2022年11月からこれまでの間に、プラスチック条約の政府間交渉委員会は、すでに4回開催され、最終回(5回目)は、2024年11月25日～12月1日まで韓国の釜山で開催予定となっています。

人類がこの汚染危機を回避できるかどうかは、条約の内容如何にかかっています。

条約の争点と日本政府の対応の問題点

① プラスチックの生産量の制限

日本政府は、世界一律の生産制限に消極的な態度を示しています。しかし、プラスチック汚染危機の主な原因は、プラスチックの大量生産（2019年 年間生産量 4億6000万トン*3）にあり、この危機を回避するためには、生産量の抑制－「蛇口を閉める」－ことが必要不可欠です。

② プラスチック中の有害な化学物質の規制

プラスチックには多種多様な化学物質が大量に使用されており、それらのリユース・リサイクルを進めるにあたっては、UNEP・BRS 事務局作成の技術報告書「Chemicals in Plastics」*4に記載されている10種の「懸念化学物質」（有害化学物質・右頁表）に対する管理・規制が必須ですが、日本政府は、態度を明確にできていません。

③ 使い捨て製品など「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用禁止

スイス等の国々は、PS（ポリスチレン）、PVC（ポリ塩化ビニル）等の5種の包装材、酸化型分解性プラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチック（マイクロカプセルを含む）、使い捨て製品について、問題のあるプラスチックとしてリスト化し、原則として排除（使用禁止）とすべきことを提案していますが、日本政府は、このような提案への支持を表明していません。



*1 経済協力開発機構(OECD)「グローバル・プラスチック・アウトLOOK」(2022)

*2 エレンマッカーサー財団の試算(2016年)

*3 UNEP 報告書「Turning off the Tap(蛇口を閉める)」(2023)

*4 UNEP 報告書「Chemicals in Plastics (プラスチックに含まれる化学物質)」(2023)

プラスチックに含まれる有害化学物質一覧

	物質群	主な有害性	何に入っているのか?
1	難燃剤 (臭素系難燃剤、有機リン系難燃剤など)	IQの低下、知的障害、発達神経毒性、発がん性、内分泌かく乱作用、生殖毒性など	玩具などの子ども向け製品、電気・電子機器、自動車、合成繊維素材、家具、建築資材など
2	有機フッ素化合物 (PFAS)	内分泌かく乱作用、発がん性、発生毒性(低出生体重、不妊増加)、免疫低下、脳の発達遅延など	フッ素樹脂加工の鍋やフライパン等、食品容器包装、合成繊維素材、家具、人工芝など
3	フタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBPなど)	生殖毒性(精子減少、不妊)、内分泌かく乱作用(肥満や糖尿病など)	玩具などの子ども向け製品(塩化ビニール製の玩具の可塑性)、自動車、建築資材、医療機器など
4	ビスフェノール類 (BPA、BPF、BPSなど)	生殖毒性(卵形成への悪影響、不妊など)、内分泌かく乱作用(脳発達への悪影響や肥満など)	玩具などの子ども向け製品、ポリカーボネート製食器、建築資材、パソコン・スマートフォン・カメラのボディ、CD・DVD、缶詰の内面塗装、感熱紙など
5	アルキルフェノール類 (ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレートなど)	内分泌かく乱作用(精子減少、不妊)など	飲料容器の蓋、プラスチックの酸化防止剤や乳剤など
6	殺生物剤 (第四級アンモニウム塩、トリクロサンなど)	皮膚・目への刺激や感作性、遺伝毒性、内分泌かく乱作用など	抗菌プラスチックなど
7	紫外線吸収剤・安定剤 (ベンゾフェノン類、UV-328など)	肝臓毒性、内分泌かく乱作用、アレルギーの原因	プラスチック製品の劣化防止剤など
8	金属・半金属類 (ヒ素、カドミウム、コバルト、クロム、鉛、水銀、スズ、亜鉛など)	神経毒性、発達神経毒性、各種有害作用・玩具からのカドミウムの溶出	玩具などの子ども向け製品、食器の着色剤、自動車など
9	多環芳香族炭化水素類 (ナフタレン、ベンゾピレンなど)	発がん性、変異原性、生殖毒性など	直接に接触するプラスチック製品中に存在、人工芝など
10	その他の非意図的混入物 (NIAS) (ダイオキシン類・揮発性有機化合物(VOC)など)	内分泌かく乱作用、生殖毒性、発達神経毒性など	再生プラスチック中には、ダイオキシン類や揮発性有機化合物などが検出されている

INC5への参加

- 韓国釜山で11月25日～12月1日開催予定のINC5に、子どもケミネットから参加（IPENのメンバーとしての参加の形となります）

INCの会議にはNGOも傍聴できます。歴史的な条約の策定過程に立ち会うことはワクワクする経験です！

参加希望者は早目にご連絡を！

おわりにー

便利で安価なプラスチックは、瞬く間に地球上に広がってしまいました。そのツケは確実に次世代に引き継がれます。今こそ、人類は、英知を結集して、そのツケを最小化するプラスチックとの付き合い方を確立しなければなりません。私たち一人一人が、地球上の野生生物と次世代の子ども達を守るために、自分にできることは何かを考え、実践すべき時です！

まずは1人でも多くの署名を!!

そして、政府による有効な法整備を実現させましょう!!

同時に、自分達のライフスタイルの変革を!!!

子どもケミネットの活動の真価が問われています。ご一緒に、頑張りましょう!!!

ーご清聴ありがとうございました!!!